

大分市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の募集について

令和3年3月10日に就任した農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期が令和6年3月9日に満了するため、農業委員及び推進委員を次のとおり募集します。

1 農業委員の募集

(1) 募集人数 14人

（うち、認定農業者8人以上、農地を保有していない者1人以上）

(2) 募集要件

- ア 農業に関する識見を有し、農業委員としての職務を適切に行うことができる者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないもの
- ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(3) 業務内容

- ア 農地の権利移動、転用案件等の審議及び現地調査等
- イ 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関する現場活動等
- ウ 農業に関する調査及び情報提供
- エ その他、各種研修会等への出席等

(4) 任期

3年（令和6年3月10日から令和9年3月9日まで）

(5) 報酬

基本給 月額60,700円

能率給 予算の範囲内で市長が定める額

（特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例）

(6) 推薦・応募方法

- ア 団体が農業委員にふさわしいと考えられる者を推薦する方法（**団体推薦**）
- イ 3人以上の個人が農業委員にふさわしいと考えられる者を推薦する方法（**個人推薦**）
- ウ 自ら農業委員に応募する方法（**応募**）

(7) 提出書類

ア 団体推薦の場合

- ・団体推薦書（様式第1号）写真を貼付したもの
- ・被推薦者の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ・被推薦者が暴力団員等でないことの誓約書（別紙様式）

イ 個人推薦の場合

- ・個人推薦書（様式第2号）写真を貼付したもの
- ・被推薦者の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ・被推薦者が暴力団員等でないことの誓約書（別紙様式）

ウ 応募の場合

- ・応募申込書（様式第3号）写真を貼付したもの
- ・応募者の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ・応募者が暴力団員等でないことの誓約書（別紙様式）

※推薦書、応募申込書は、大分市農業委員会の委員の選任に関する要綱に規定されるものとし、大分市農林水産部農政課、大分市農業委員会事務局又は各支所において直接受け取るか、もしくは市のホームページよりダウンロードしてください。

※写真及び住民票は、3カ月以内に撮影、発行されたものに限りです。

※住民票は、1の(2)のイ及びウに記載する募集要件の確認のため、本籍表示があるものを添付してください。

※被推薦者又は応募者が認定農業者である法人の場合は、法人の業務を執行する役員又は当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する使用人であることを証する書面（参考様式）を添付してください。

(8) 募集期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月31日（月）まで（必着）

(9) 提出方法

下記提出先に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）してください。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く。）。

(10) 提出先

大分市農林水産部農政課 農地農振担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（市役所本庁舎8階）

TEL: 097-574-6186（農地農振担当班 直通）

(11) 選考方法

大分市農業委員会の委員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）において、提出された書類及び必要に応じて面接により選考します。

(12) 任命方法

委員会の選考結果をもとに、市長が農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得て任命します。

(13) 推薦・応募内容の公表

募集期間中及び募集終了後に大分市ホームページにおいて次の内容を公表します。

- ア 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- イ 推薦者（団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件
- ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- エ 被推薦者又は応募者が認定農業者であるか否かの別
- オ 推薦又は応募の理由
- カ 推薦者が被推薦者を推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が推進委員に応募しているか否かの別
- キ 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- ク 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

(14) 候補者の選考結果の通知

委員会の選考結果については、書面にて、推薦者（個人推薦の場合は推薦代表者）、被推薦者及び応募者あてに通知します。

(15) その他

- ア 農業委員と併せて推進委員に推薦又は応募することができます。ただし、両方の職を兼任することはできません。
- イ 提出書類については返却しません。

2 推進委員の募集

(1) 募集人数 30人（担当区域等は別表参照）

(2) 募集要件

- ア 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないもの
- ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないもの
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの

(3) 業務内容

- ア 農地の権利移動、転用案件等の現地調査等
- イ 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関する現場活動等
- ウ その他、各種研修会等への出席等

(4) 任期

3年（令和6年3月10日から令和9年3月9日まで）

(5) 報酬

基本給 月額44,300円

能率給 予算の範囲内で市長が定める額

（特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例）

(6) 推薦・応募方法

- ア 団体が推進委員にふさわしいと考えられる者を推薦する方法（**団体推薦**）
- イ 3人以上の個人が推進委員にふさわしいと考えられる者を推薦する方法（**個人推薦**）
- ウ 自ら推進委員に応募する方法（**応募**）

(7) 提出書類

ア 団体推薦の場合

- ・団体推薦書（様式第1号）写真を貼付したもの
- ・被推薦者の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ・被推薦者が暴力団員等でないことの誓約書（別紙様式）

イ 個人推薦の場合

- ・個人推薦書（様式第2号）写真を貼付したもの
- ・被推薦者の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ・被推薦者が暴力団員等でないことの誓約書（別紙様式）

ウ 応募の場合

- ・応募申込書（様式第3号）写真を貼付したもの
- ・応募者の住民票（本籍の記載のあるもの）
- ・応募者が暴力団員等でないことの誓約書（別紙様式）

※推薦書、応募申込書は、大分市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱に規定されるものとし、大分市農林水産部農政課、大分市農業委員会事務局又は各支所において直接受け取るか、もしくは市のホームページよりダウンロードしてください。

※写真及び住民票は、3カ月以内に撮影、発行されたものに限りです。

※住民票は、2の（2）のイ及びウに記載する募集要件の確認のため、本籍表示があるものを添付してください。

(8) 募集期間

令和5年6月30日（金）から令和5年7月31日（月）まで（必着）

(9) 提出方法

下記提出先に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）してください。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除く。）。

(10) 提出先

大分市農業委員会事務局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号（市役所本庁舎8階）

TEL:097-537-5654（農業委員会事務局直通）

(11) 選考方法

大分市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下、「委員会」という。）において、提出された書類及び必要に応じて面接により選考します。

(12) 委嘱方法

委員会の選考結果をもとに、大分市農業委員会が推進委員候補者を決定し、委嘱します。

(13) 推薦・応募内容の公表

募集期間中及び募集終了後に大分市ホームページにおいて次の内容を公表します。

ア 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別

イ 推薦者（団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件

ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

エ 推薦又は応募の理由

オ 推薦者が被推薦者を農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農業委員に応募しているか否かの別

(14) 候補者の選考結果の通知

委員会の選考結果については、書面にて、推薦者（個人推薦の場合は推薦代表者）、被推薦者及び応募者あてに通知します。

(15) その他

ア 推進委員と併せて農業委員に推薦又は応募することができます。ただし、両方の職を兼任することはできません。

イ 提出書類については返却しません。

3 問い合わせ先

大分市農林水産部農政課 農地農振担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097-574-6186（農地農振担当班 直通）

E-mail：nosei2@city.oita.oita.jp

大分市農業委員会事務局

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL：097-537-5654（農業委員会事務局 直通）

E-mail：nogyo@city.oita.oita.jp

別表

農地利用最適化推進委員担当区域一覧

地区	区域	人数	区域の詳細
大分地区 (3人)	大分1	1人	金池、碩田、長浜、春日、大道、西の台、豊府、南大分、城南、荏隈
	大分2	1人	八幡、神崎
	大分3	1人	滝尾、津留、東大分、日岡、桃園、明野
鶴崎地区 (4人)	鶴崎1	1人	鶴崎、三佐、明治、別保
	鶴崎2	1人	高田
	鶴崎3	1人	松岡
	鶴崎4	1人	川添
大南地区 (7人)	大南1	1人	判田
	大南2	1人	上戸次
	大南3	1人	中戸次
	大南4	1人	下戸次
	大南5	1人	竹中
	大南6	1人	吉野1 (萩尾、上志津留、下志津留、月形、奥)
	大南7	1人	吉野2 (杉原、吉野原、辻、宮尾、福良)
植田地区 (5人)	植田1	1人	東植田、寒田、田尻、敷戸、鴛野
	植田2	1人	木上、口戸、市、玉沢、下宗方、上宗方、廻栖野
	植田3	1人	賀来、東院、宮苑
	植田4	1人	中尾、野田、国分、平横瀬
	植田5	1人	小野鶴、横瀬、田原、鬼崎
大在・ 坂ノ市地区 (4人)	大在	1人	大在西、大在東
	坂ノ市1	1人	丹生
	坂ノ市2	1人	小佐井
	坂ノ市3	1人	細、坂ノ市
野津原地区 (5人)	野津原1	1人	太田、竹矢
	野津原2	1人	辻原、入蔵 (日方、羽原)、沢田、福宗
	野津原3	1人	下原、上詰
	野津原4	1人	野津原、廻栖野、入蔵
	野津原5	1人	荷尾杵、今市、高原
佐賀関地区 (2人)	佐賀関1	1人	馬場、本神崎、大平、木佐上、志生木
	佐賀関2	1人	佐賀関、白木、一尺屋
計		30人	

